

広島県告示第九百八十五号

母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第七項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第七項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十一年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人里仁会 興生総合病院	三原市皆美三丁目三番二八号	平成二十一年九月三〇日